

改正

令和 2 年 3 月 26 日告示第128号

令和 2 年 8 月 3 日告示第413号

令和 3 年 3 月 30 日告示第133号

令和 5 年 3 月 29 日告示第112号

令和 5 年 8 月 1 日告示第254号

令和 6 年 9 月 24 日告示第310号

令和 7 年 3 月 31 日告示第125号

紫波町U・I ターン移住支援金交付要綱を次のように定め、令和元年度分の補助金から適用する。

紫波町U・I ターン移住支援金交付要綱

(目的)

第 1 この要綱は、町への移住又は定住を促進し、及び中小企業等における人手の不足を解消するため、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領（以下「要領」という。）の定めるところにより東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から町に移住した者に対し、予算の範囲内で、紫波町補助金交付規則（昭和35年紫波町規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱により支援金を交付する。

(支援金の交付対象)

第 2 支援金の交付を受けることのできる者は、別表第 1 に定める要件区分を全て満たす者とする。

(支援金の額)

第 3 支援金の額は、支援金の交付を受けようとする者が 2 人以上の世帯の場合にあつては100万円とし、単身の世帯の場合にあつては60万円とする。

2 支援金の申請日の属する年度の 4 月 1 日に18歳未満であった子が移住者の世帯に属する場合は、前項の額に当該子 1 人につき 100万円を加えた額を支給する。

(提出書類及び提出期日)

第 4 規則により定める書類及びこれに添付する書類を並びに提出期日は、別表第 2 のとおりとする。

(交付の決定)

第 5 町長は、第 4 の申請があつたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定する。

(支援金の交付の請求)

第6 支援金の交付を請求しようとする者は、紫波町U・Iターン移住支援金請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第7 知事及び町長は、支援金の交付に関し、必要があると認めるときは、報告を求め、又は立入調査をすることがある。

(返還請求)

第8 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に該当するときは、支援金の全額の返還を求めるものとする。ただし、知事及び町長が雇用企業の倒産、災害、病気その他やむを得ない事情があると認めたときはこの限りではない。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 支援金の申請日から3年未満に町から転出した場合

(3) 支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職への従事を取りやめた、又は辞した場合

(4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

2 町長は、支援金の交付を受けた者が申請の日から3年以上5年以内に町外へ転出したときは、支援金の半額の返還を求めるものとする。ただし、知事及び町長が雇用企業の倒産、災害、病気その他やむを得ない事情があると認めたときはこの限りではない。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、知事及び町長が協議のうえ町長が定める。

前 文 (抄) (令和2年3月26日告示第128号)

改正後の紫波町U・Iターン移住支援金交付要綱の規定は、令和2年1月15日以降に町に転入した者から適用する。

前 文 (抄) (令和2年8月3日告示第413号)

令和2年1月15日以降に町に転入した者から適用する。

前 文 (抄) (令和3年3月30日告示第133号)

令和3年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (令和5年3月29日告示第112号)

令和5年4月1日から施行する。改正後の紫波町U・Iターン移住支援金交付要綱の規定は、令

和 2 年 1 月 15 日以降に町に転入した者から適用する。

前 文（抄）（令和 5 年 8 月 1 日告示第 254 号）

令和 5 年 6 月 23 日以降に町に転入した者から適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

前 文（抄）（令和 6 年 9 月 24 日告示第 310 号）

令和 6 年 8 月 2 日以降に町に転入した者から適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

前 文（抄）（令和 7 年 3 月 31 日告示第 125 号）

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。令和 7 年 4 月 1 日以降に町に転入した者から適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 関係）

要件区分	具体的な要件等
基本的要件	次に掲げる要件全てを満たすこと。 1 移住元に関する要件 （1） 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算して 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成 22 年国勢調査から令和 2 年国勢調査の人口減少が 10% 以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。 （2） 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 カ月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）。

	(3) 前2号に規定する在住期間の通算については、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者の通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。 2 移住先に関する要件 (1) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。 (2) 町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。 3 その他の要件 (1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (2) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 (3) その他知事又は町長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。
世帯に関する要件（支援金の交付を受けようとする者が2人以上の世帯の場合のみ）	次に掲げる事項の全てに該当すること。 1 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。 2 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。 3 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。 4 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
就業に関する要件	次に掲げる1から4までのいずれかの要件を満たすこと。 1 就職に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 一般の場合 ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 イ 就業先が、いわて暮らし応援事業の移住支援金の対象として、県のマッチングサイトに掲載している求人であること。

	ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。 エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 オ 上記求人への応募日が、県のマッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。 カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (2) 専門人材の場合（プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者） ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。 2 テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、週20時間以上移住元での業務を引き続き行うこと。 (2) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。 3 本事業における関係人口に関する要件 次の各号に掲げる支給対象者の要件のいずれかに該当し、かつ、地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。 (1) 支給対象者の要件
--	--

	ア 本人又は親族（３親等以内）が紫波町に居住経験がある又は紫波町民である者。 イ 転入前に岩手県又は町が設置する移住及び定住に関する相談の窓口において相談を行い、相談者カルテ（当該相談の内容を記録した文書等をいう。）に登録されている者。 ウ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 （２） 地域の担い手確保の要件 ア 町内で農林水産業に従事している又は従事する見込みがある者 イ 公共交通、医療、福祉、保育事業に従事している又は従事する見込みがある者 ４ 起業に関する要件 県の起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
--	---

別表第２（第４関係）

条項	要件区分	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第４条の規定による書類	共通	紫波町Ｕ・Ｉターン移住支援金交付申請書 １ 写真付き身分証明書 ２ 移住先の住民票の写し（世帯向けの金額を申請する場合は世帯全員分のもの） ３ 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し（移住元での在住地及び期間を確認できる書類。世帯向けの金額を申請する場合は、世帯全員分のもの） ４ 振込先口座の通帳の写し	第１号	別に定める。
	東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していた者	１ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書（移住元での在勤地及び期間が確認できる書類） ２ 雇用保険被保険者証の写し等（雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）		別に定める。

	東京23区以外 の東京圏 から東京23 区に通勤し ていた法人 経営者又は 個人事業主	1 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類） 2 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）		別に定める。
	就職（一般 又は専門人 材・テレワ ーカー）	就業証明書	第2号	別に定める。
	関係人口 （支給対 象）	1 戸籍の附票又は戸籍の除附票（本人又は3親等以内の親族が町に居住経験がある場合に限る。） 2 親族（3親等以内）の住民票（3親等以内の親族が町に居住している場合に限る。） 3 「遠恋複業」事業実施証明書（遠恋複業の取組をしている者に限る。）	第3号	別に定める。
	関係人口 （地域の担 い手確保）	就業証明書（指定の事業に従事している場合）又は誓約書および対象の要件を満たしていることを確認できる書類（指定の事業に従事する見込みがある場合）	第2号 第4号	別に定める。
規則第13条 第1項の規 定による書 類	共通	紫波町U・Iターン移住支援金請求書	第5号	別に定める。